

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

I 各教科の基本的な考え方（解説②P20～28）

1 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の考え方

（1）各教科の構成と履修

- ・「小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の6教科で構成」。
- ・「中学部の各教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科に外国語を加えることができる。外国語は各学校の判断により必要に応じて設けることができる教科である」。

（2）段階による各部の内容構成

- ・「各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は1段階で示してある」。
- ・小学部1段階は常時援助が必要な児童、2段階はそれほどでもないが日常的に頻繁に援助が必要な児童、3段階は比較的軽い児童に対応する教科内容である。

2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴

（1）知的障害のある児童生徒の学習上の特性等

- ・学習上の特性として「知識技能が断片的になりやすい」、「実際の生活の場で応用されにくい」、「成功体験が少ないことにより、主体的に取り組む意欲が十分に育っていない」等があげられる。
- ・今回新たに「教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、児童生徒へのかかわり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。」を加えた。
- ・自閉症の児童生徒の在籍率が35～40%、あるいは80%を越える場合もあるので、そのような学校の児童生徒を念頭に置いて、以下のような教育的対応の基本を新たに加えた。
 - 「② 自ら見通しを持って行動できるよう、日課や学習環境を分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。」
 - 「⑦ 児童生徒の興味・関心や得意な面に考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒への学習活動への意欲が育つよう指導する。」
 - 「⑩ 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。」

（2）各教科を合わせて指導を行う場合

- ・「この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前より、**日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習**などとして実践されてきており、それらは「**領域・教科を合わせた指導**」と呼ばれている」。
- ・児童生徒の状況に応じた指導内容を弾力的に用意できる。「合わせて」という表現であるが、合わせた状態が、たとえば90%自立活動で10%教科等ということがあるかもしれない。合わせ方は多様であるが、教科はすべて履修しなければならない。極端に例えると総授業時数の1%でもその教科が入っておればよい。ただし個別の指導計画で、この単元でこんな内容を設定しているということをきちんと示すことが必要である。

- ・**日常生活の指導**では、その内容を4項目に整理した。日常生活の指導は生活科の指導も入っているが、生活科よりも広範囲の内容という理解が必要である。
 - 「(ア) 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。」
 - 「(イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。」
 - 「(ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。」

「(エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。」

・**遊びの指導**では、以下の内容に書き換えた。

「遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較制約性が高い遊びまで連続的に設定される。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもある。」

・**作業学習**では、「作業学習で取り扱われる作業活動の種類」として新しく「食品加工、クリーニング、販売、清掃、接客」が入った。ここは中学部だけでなく高等部も参考にするところである。

・接客活動（喫茶店など）を行う学校が増えてきてこともあり、「作業学習の指導に当たって考慮する点」に「衛生的」ということばを入れた。これは接客に対する衛生だけでなく、粉塵の問題など自分のための衛生も含んでいる。

「(ウ) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。」

・「中学部の職業・家庭に示す「産業現場等における実習」をあわせて実施する場合は作業学習として位置づけられる。これは変わらないのだが、「産業現場等における実習」は、学習指導要領上の公の言葉であり、学校現場においては職場実習や現場実習などと同義である。

(3) 教科別に指導を行う場合

・「各教科等を合わせて指導を行う場合でも各教科の内容の指導を行うことができるが、教科ごとの時間を設け、各教科等を合わせないで指導を行う場合もあり、それは「**教科別の指導**」と呼ばれている。」

・今回この項では、以下の点が新しくなった。

「児童生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する必要がある。」

「児童生徒の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態で進める教科別の指導は困難であることから、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し個別的な手だてを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。」

・教科別の指導を一斉にやっただとしても個別の手だてが必要だし、一人一人にきちんと役立つ内容を教える必要がある。

(4) 領域別に指導を行う場合

・各教科等を合わせて指導を行う場合でも道徳等のいわゆる領域の内容の指導を行うことができるが、道徳、特別活動及び自立活動の時間を設け、それらを合わせず、あるいは、それらと各教科とも合わせないで指導する場合もあり、それは、「**領域別の指導**」と呼ばれている。

Ⅱ 各教科に係る改善の要点（解説②P29）

1 総則（第1章）内容等の取り扱いに関する共通的事項（第2節第2）

・総則において「合わせた指導」に取り組むことが、初めて示された。

・「合わせた指導」を行っている学校が多い。一人一人の知的障害の状態や経験等に応じて具体的に指導内容を考えることが重要である。

2 各教科（第2章）

・各教科については「多様化等に応じた指導をより充実する観点」ということで、自閉症の児童生徒が多くなっていることを踏まえている。

・自閉症の児童生徒の対応も考えて、指導計画の作成の留意事項においては「具体的に指導内容を設定すること」と「よりいっそう生活に結びついた指導を行うこと」を考慮して改訂した。

Ⅲ 小学部の各教科（解説②P 30～97）

* 新設事項

太字変更・追加

重点・変更

1 生活

【改訂の要点】

・より一層見通しを持って主体的に活動できるよう、内容を追加した。

第2章第1節第2款の1（小・中8ページ）

【内容】「基本的生活習慣」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 31】
1 段階(1) 日常生活に必要な身辺処理を求めたり、教師と一緒にしたりする。 2 段階(1) 教師の援助を受けながら日常生活に必要な身辺処理をする。 3 段階(1) 日常生活に必要な身辺処理を自分でする。	・改訂理由：分かりやすく平易に示すため。 ・「基本的生活習慣」は、「食事」、「用便」、「寝起き」、「清潔」、「身の回りの整理」、「身なり」に分けられる。

第2章第1節第2款の1（小・中8ページ）

【内容】「健康・安全」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 36】
1 段階(2) 教師と一緒に健康で安全な生活をする。 2 段階(2) 教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。 3 段階(2) 健康や身体の変化に関心を持ち、健康で安全な生活をするように心掛ける。	・「健康・安全」は、「健康管理」、「危険防止」、「交通安全」、「避難訓練」に分けられる。 * 例示の新設「健康管理」 ・2 段階：「朝の会で体調を発表したり、教師に痛い部位を伝えたりする。」 ・3 段階：「自分の身体を洗うことや髪、つめの手入れなどの衛生面、食欲の変化等の体調の管理についても関心を持って適切な対応ができるようにする。」 * 例示の新設「避難訓練」 ・「地震や不審者対応の訓練では、指示をよく聞き行動すること、避難の方法を決めておくこと、児童に不安を与えないことなどに配慮すること」。 ・特に自閉症の児童生徒がパニックになることがあるので、自立活動と対応し、工夫しなければいけない。

第2章第1節第2款の1（小・中8ページ）

【内容】「遊び」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 39】
1 段階(3) 教師や友達と同じ場所で遊ぶ。 2 段階(3) 教師や友達と簡単なきまりのある遊びをする。 3 段階(3) 友達とかかわりを持ち、きまりを守って仲良く遊ぶ。	・「遊び」は、「いろいろな遊び」、「道具の後片づけ」に分けられる。 * 例示の新設「道具の後片づけ」 ・「教師と一緒に遊具を片付けること、自分から片付けること、協力して片付けることなどが指導内容として挙げられ、準備から後片付けまで一連の活動としてとらえることが生活態度を育てる上で重要である。」 ・「用具入れなどに入っている物が分かりやすいように、写真カードをはり付けるなどの工夫をすることが大切である。」 ・遊びの指導というのは遊びそのものだけでなく、準備をするとか、後片づけをするということをセットで考えることが生活につながる指導である。

第2章第1節第2款の1（小・中8ページ）

【内容】「きまり」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 47】
1 段階(7) 教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。 2 段階(7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動する。 3 段階(7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動する。	・改訂理由：1 段階のほかの観点における内容や、2 段階(7) 及び3 段階(7) の内容との関連を考慮した。いわゆる拘束性の強いと思われるきまりだけではなく、迷惑をかける行動や作法などの生活習慣も含まれるため「決まりとマナー」に改めた。 ・「きまり」は、「自分の物と他人の物の区別」、「学校のきまり」、「日常生活のきまり」、「マナー」に分けられる。

第2章第1節第2款の1(小・中8ページ)

*【内容】「日課・予定」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書②p50】
1段階(8) 教師と一緒に日課に沿って行動する。 2段階(8) 教師の援助を受けながら、日課に沿って行動する。 3段階(8) 日常生活でのおよその予定が分かり、見通しをもって行動する。	・改定理由：いっそう見通しを持った活動を重視する観点から新たに設けた。 *例示の新設「日課・予定」 ・1段階：「教師と同じような行動をしながら声かけを聞いたり手を取ってもらったりしながら一緒に行動する。」 ・2段階：「教師の援助を受けながら、次何をするのかが分かってひとりで行動する。」 ・3段階：「おおよその予定が分かって行動できる。」 ・算数科と指導内容の関連させたり、家庭と連携して日常生活に生かせるようにすることが大切である。 ・予定された行動をイメージしやすく(例：実物や写真、絵、文字等)、次何があるか分かりやすく工夫も大切。

第2章第1節第2款の1(小・中8ページ)

【内容】「公共施設」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書②p56】
1段階(12) 身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。 2段階(12) 教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物などを利用する。 3段階(12) 身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。	・改定理由：「公共物」を、公共物には、交通機関などが含まれており、それらに関する指導が重要であることから「公共物など」とし指導内容を広げられるようにした。 ・「身近な公共施設」とは、「公園や遊園地等の利用」、「公共施設の利用」に大きく分けられ、「公共物」としては、公園の遊具、公衆電話、町内掲示板、学校の共有備品などと、電車・バスなどの交通機関などが挙げられる。

2 国語

【改訂の要点】

- (1) 目標は「伝え合う力」を重視し、これらを養うとともに表現できることも含めて、国語表現の力や態度を育てるという視点から改めた。
- (2) 内容は「聞く・話す」、「読む」、「書く」の各観点について、児童の知的障害の状態等を考慮し、より分かりやすくする視点から改めた。

第2章第1節第2款の1(小・中9ページ)

【目標】「伝え合う力」の重要性	改訂のポイント・補足説明【解説書②p59】
日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。	・「伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる」とは、日常生活を送る上で、人とのコミュニケーション能力を重視し、伝え合う力を養って積極的に表現しようとする意識や気持ちを育てることであり、国語を使って様々な事柄を表現する能力と態度を育てることである。 ・「それら」とは、「(理解した)日常生活に必要な国語」と「(養った)伝え合う力」であり、それぞれについて表現する能力と態度を重視している。

第2章第1節第2款の1(小・中9ページ)

*【内容】「聞く・話す」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書②p60】
1段階(1) 教師の話の聞いたり、絵本などを読んでもらったりする。 (2) 教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。 2段階(1) 教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けが分かる。 (2) 見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。 3段階(1) 身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。	・改定理由：2段階(1)は、1段階との違いを明確にし、内容をより分かりやすくするため。3段階(2)は、目標の「伝え合う力を養う」を踏まえて、例示を増やし、分かりやすくするため。 *例示の新設「聞く・話す」 ・2段階(1)：「教師や友だちなどの簡単な指示や説明や話しかけを聞いて、支持に合わせた行動ができるようにすることを示している。」 ・3段階(1)：「話を終わりまで注意して聞いたり、分からないときは聞き返したりすること」 ・自分が持っている国語などの力を最大限使ってうまく相手

(2) 見聞きしたことなどのあらましや**自分の気持ち**などを教師や友達と話す。

に伝えたり聞いたりする力、気持ちを伝える力が発揮できるようにねらいを変えた。

3 算数

【改訂の要点】

- ・児童の知的障害の状態等を踏まえ、1段階について、より初歩的、具体的な指導内容が設定できるようにする視点から内容を改めた。

第2章第1節第2款の1(小・中9ページ)

【内容】「数量の基礎、数と計算」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 66】
1段階(1) 具体物があることが分かり、見分けたり、分類したりする。 2段階(1) 身近にある具体物を数える。 3段階(1) 初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をする。	・改訂理由：従前の「具体物の有無が分かる。」を、児童の知的障害の状態等に即し、その内容が分かりやすく、具体的な学習活動を設定しやすいよう「具体物があることが分かり、見分けたり、分類したりする」と改めた。

第2章第1節第2款の1(小・中9ページ)

【内容】「図形・数量関係」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 70】
1段階(3) 身近にあるものの形の違いに気付く。 2段階(3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。 3段階(3) 基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。	*例示の新設「簡単な図表に関心を持つ」。 ・2段階(3)：例えば、がんばり表や健康チェックカード、的当てゲーム、ボウリング遊びなどにおける勝敗表の○や×の意味を理解し、記入したり、使用したりする。 ・日常生活の指導でゲームなんかをやって勝敗を付けたりすることをやっているが、それは算数の内容が入っていることがある。

4 音楽

【改訂の要点】

- ・近年、学校において効果的に使用されている楽器等を考慮するとともに、児童の主体的な動きや実際の活動を重視する視点から内容を改めた。

第2章第1節第2款の1(小・中10ページ)

【内容】「音楽遊び」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 74】
1段階(1) 音楽が流れている中で体を動かして楽しむ。 (2) 音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ。	・改訂理由：児童の興味関心を踏まえ幅広い指導内容を設定できるようにする視点から「打楽器など」と改めた。 ・「扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らして」とは、児童が形、色、音色、感触に関心を示し、簡単に操作できる楽器で、実際に音を出してみることである。 ・具体的には、「ツリーチャイム」、「カバサ」、「オートハープ」、「オーシャンドラム(傾けると音が出る)」、「レインステイック(音の様子を視覚的に感じる)」、「カズー(声や言葉を音にする)」、「カリンパ」などの楽器をあげている。

第2章第1節第2款の1(小・中10ページ)

【内容】「身体表現」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 76】
2段階(2) 友達や教師とともに 簡単なリズム の特徴を感じ取って身体を動かす。 3段階(2) 音楽に合わせて 簡単な身体表現 をする。	・改訂理由：児童の実態を踏まえ、より初歩的な内容の設定が重要であることから改めた。 ・「簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす」とは、児童の自発的な動きにリズムや音楽を合わせることから始めるなどして、徐々に音楽を聴きながら身体を動かす楽しさを味わうようにし「歩く」、「止まる」などのリズムの違いを意識することである。

第2章第1節第2款の1(小・中10ページ)

【内容】「器楽」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 77】
2段階(3) 打楽器などを使って リズム遊び や 簡単な合奏 をする。 3段階(3) 旋律楽器に親しみ、 簡単な	・改訂理由：楽器の種類を増やすとともに、初歩的な合奏など、幅広い指導内容を設定できるようにするため。 ・「打楽器など」とは1段階で取り上げた打楽器に加えて、

な楽譜を見ながらリズム合奏をする。

両手の協応を高めるタンブリン、ウッドブロック、ギロなどの楽器や、音階や和音を鳴らすことができる木琴、キーボード、トーンチャイム、和音を出すことができる笛などの楽器が挙げられる。

5 図画工作

【改訂の要点】

- ・材料の例示を増やして、より具体的な活動設定がしやすいように内容を改めた。

第2章第1節第2款の1(小・中10ページ)

【内容】「材料・用具」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 85】
2段階(2) 粘土、クレヨン、はさみ、のりなどの身近な材料や用具を親しみながら使う。 3段階(2) いろいろな材料や用具を工夫しながら、目的に合わせて使う。	・改定理由:「粘土、クレヨン、はさみ、のりなど」と材料用具を加えて分かりやすくした。 ・この観点は、知的障害特別支援学校の図画工作において、特に特徴的な観点である。小、中学校にはない。

第2章第1節第2款の1(小・中10ページ)

【内容】「鑑賞」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 86】
3段階(3) 友達と作品を見せ合ったり、造形品などの形や色、表し方の面白さなどに気付いたりする。	・改定理由:初歩的な鑑賞の内容として、具体的な指導内容を設定できるようにする視点から、後半部分を改めた。

6 体育

【改訂の要点】

- ・児童の知的障害の状態等を考慮し、より具体的に活動を設定できるようにする視点から、内容を改めた。

第2章第1節第2款の1(小・中11ページ)

【内容】「基本の運動」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 89】
1段階(1) 教師と一緒に、楽しく手足を動かしたり、歩く、走るなどの基本的な運動をしたりする。 2段階(1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動に慣れる。 3段階(1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動を姿勢や動きを変えなどしていろいろな方法で行う。	・改定理由:いずれも指導内容を広げたり、より具体的な指導内容を設定しやすくするため。 *例示の新設「基本の運動」 ・「動作を止める」、「粗大運動に関する基礎的運動能力の向上を図る」、「手足を十分に伸ばしたり、曲げたりする」、「動きを途中で止めたり、速めたりする」。

第2章第1節第2款の1(小・中11ページ)

【内容】「運動遊び」の観点	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 90】
1段階(2) いろいろな器械・器具・用具を使った遊び、表現遊び、水遊びなどを楽しく行う。 2段階(2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などに親しむ。 3段階(2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などをする。	・改定理由:児童の知的障害の状態等やほかの教科における同段階の内容を考慮し「水遊びなどを楽しく行う」と改めた。 ・「この段階では、用具や伴奏音楽、教師の関わり方などを工夫して楽しく授業を展開することが大切である」というような、楽しくすることを具体化するための対応が新しく入った。

7 小学部における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取り扱い（中学部も共通）

【今回の改訂で重視したこと】

- ・知的障害という用語を今回、学習指導要領の本文に明確に使うことにした。
- ・生活に結びつく指導を全部（すべての教育活動）でやっていくことを重視している。
- ・教材教具，コンピュータの活用をやってもらいたい。その際に子どものやりやすい状況をみながら，ひとりできるようにするためには慎重にしてほしい。
- ・一人一人にきちんと指導内容を設定してやってほしい。
- ・意欲的に，見通しを持って取り組むことを重視してほしい。

第2章第1節第2款の2（小・中11・14ページ）

具体的な指導内容の設定	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 94・p 149】
1 指導計画の作成に当たっては、 個々の児童の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、各教科の相当する段階の内容の中から実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。	・改訂理由 ①これまでの「知的発達の遅滞の状態」を，知的障害という障害名が定着，その正確な理解が進んできていることから「知的障害の状態」とした。 ②具体的な指導内容の設定が重要であることから，後半部分を「効果的な指導を行うことができるよう配慮する」という表現だったが，「具体的に指導内容を設定する」と強めた。一人ひとりに応じてということである。 ・指導内容を単元等としてまとめて取り上げ，配列する際には，児童の実態等を考慮して，実際の生活に結び付くよう指導内容を組織し，指導計画を作成することが大切である。 ・併せて，指導に際しては，ねらいを明確にしつつ，より具体的な指導内容を設定することが必要である。それは，授業における評価の観点を明らかにすることにもつながり，指導の改善を図る観点からも重要である。 ・当たり前のことだが具体的な指導内容で，具体的でない評価もしづらい。「目が輝いていた」「楽しかった」では評価としては困るのではないか。

第2章第1節第2款の2（小・中11・14ページ）

生活に結びついた指導	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 95・p 150】
2 個々の児童の実態に即して，生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに， 児童が見通しをもって，意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。	・改訂理由 ①従前の「各教科，道徳，特別活動及び自立活動の全部または一部を合わせた（領域・教科を合わせた）指導計画を作成するに当たっては」を削除した。 ②各教科を合わせた指導を行う場合だけではなく，教育活動全体にわたって指導計画を考えることが重要である。 ・児童が見通しをもって，意欲的に学習活動に取り組むことができるようにするためには，児童が分かりやすいように活動の予定を示したり，活動を一定期間，繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに，成就感や満足感を味わいながら，様々な活動への意欲を高め，主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。

第2章第1節第2款の2(小・中11・14ページ)

安全の留意	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 95・p 150】
3 児童の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。	・この項は従前通り。 ・安全という観点から、以下の表現が加えられた。 ・併せて、児童によっては、健康に関する理解が難しい場合も考えられることから、例えば、健康を害するものを口に入れることがないようにするなど、衛生にも配慮した指導が大切である。

第2章第1節第2款の2(小・中11・14ページ)

家庭との連携	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 96・p 151】
4 家庭等との連携を図り、児童が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。	・この項は従前通り。 ・例えば、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを基にして、学校で身に付けたことを家庭でも取り入れたり、地域において実際に活用したりできるよう、家庭との連携や情報交換などの工夫が大切である。

第2章第1節第2款の2(小・中11・14ページ)

*教材教具、情報機器の工夫	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 96・p 151】
5 児童の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具、補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるものとする。	・この項は、今回の改訂で知的障害のある児童の指導に当たって教材・教具、補助用具やコンピュータ等の情報機器の活用が有効であることから、新たに追加された。 ・知的障害のある児童に対する指導に当たっては、一人一人の児童の知的障害の状態や経験、興味関心などを踏まえるとともに、使いやすく効果的な教材・教具を用意したり、実生活への活用がしやすくなるよう、できるだけ実際に使用する用具等を使ったりすることが重要である。 ・補助具の活用に当たっては、活動を効果的に補助したり、児童のもっている力を十分に発揮したりすることができるようにするための工夫が重要である。 ・また、自力で取り組むことを目的に補助具を取り外す場合は、段階的に進めるなどして、児童の負担を考慮することが大切である。 ・コンピュータ等の情報機器の活用により、児童の意思表示をより明確にしたり、数や文字を効果的に指導したりすることができることから、児童の知的障害の状態や経験等を考慮しつつ、適切な機器を選択して、各教科等の内容の指導において、効果的な活用が図られるようにすることが大切である。